

設計図書等の質問に対する回答

工事名	広島高速 4 号線ほかトンネル内 電気通信設備更新設計業務	課名	広島高速道路公社 保安全管理部 保全課
受付日	令和 6 年 6 月 3 日	回答日	令和 6 年 6 月 11 日

質問事項及び回答	No.	質問事項	回答
質問事項及び回答	1	<p>【特記仕様書 P6】</p> <p>西風トンネルの非常用照明の設計について、ケーブルラックや配管を更新するための設計が記載されている一方、ケーブルについては再使用で設計の対象外である旨の記載がございます。配管を更新する場合はケーブルの更新も必須となってくると考えますが、その場合は「電線路の設計」が設計変更対象となるという事でしょうか？</p>	<p>配管更新時に既設ケーブルの取外し再取付は必須ですが、ケーブル自体の更新は必須であるとは考えていません。なお、現地調査の結果ケーブルの更新が必要と判断された場合には、「電線路の設計」が設計変更対象となります。</p>
	2	<p>【特記仕様書 P7】</p> <p>① 西風トンネルの既設電源ケーブルについて、今後 10 年間の使用に耐えられるか調査をおこなうと記載がございますが、この調査については、目視で確認可能な範囲（ハンドホールやマンホールにてケーブルの状況を目視で確認）のみの調査確認で良いという認識でしょうか？または、専門業者によるケーブルの劣化診断をご想定でしょうか？</p> <p>② ケーブルの更新が必要と判断された場合には、「電線路の設計」が設計変更対象となるという事でしょうか？</p>	<p>調査は目視確認のみです。</p> <p>また、調査の結果、特記仕様書のとおり今後 10 年間の使用に耐えないと考えられ、ケーブルの更新が必要と判断された場合には、「電線路の設計」が設計変更対象となります。</p>
	3	<p>【特記仕様書 P7】</p> <p>福木トンネルのトンネル照明の更新にあたって、既設電源ケーブルの再使用が条件として記載されておりますが、下記の条件は既設から変更しない事が前提条件であると認識してよろしいでしょうか？</p> <p>(a)基本照明のピッチ</p> <p>(b)基本照明の回路構成(昼、夜、深夜)(AC、AC/GC、INV)</p> <p>(c)入口照明のピッチ</p> <p>(d)入口照明の回路構成(晴天 1、晴天 2、曇天 1、曇天 2)</p>	<p>LED への更新により、取付位置は変更せず灯具数を減らすといった対応等が考えられるため、(a)及び(c)は変更しない事が前提条件ではありません。</p> <p>(b)及び(d)については変更しない事が前提条件という認識で間違いありません。</p>

4	<p>【特記仕様書 P8】</p> <p>① 福木トンネルの既設電源ケーブルについて、今後 10 年間の使用に耐えられるか調査をおこなうと記載がございますが、この調査については、目視で確認可能な範囲(ハンドホールやマンホールにてケーブルの状況を目視で確認)のみの調査確認で良いという認識でしょうか？または、専門業者によるケーブルの劣化診断をご想定でしょうか？</p> <p>② ケーブルの更新が必要と判断された場合には、「電線路の設計」が設計変更対象となるという事でしょうか？</p>	<p>調査は目視確認のみです。</p> <p>また、調査の結果、特記仕様書のとおり今後 10 年間の使用に耐えないと考えられ、ケーブルの更新が必要と判断された場合には、「電線路の設計」が設計変更対象となります。</p>
5	<p>【特記仕様書 P9】</p> <p>① 金剛寺山トンネルの既設ケーブルについて、今後 10 年間の使用に耐えられるか調査をおこなうと記載がございますが、この調査については、目視で確認可能な範囲(ハンドホールやマンホールにてケーブルの状況を目視で確認)のみの調査確認で良いという認識でしょうか？または、専門業者によるケーブルの劣化診断をご想定でしょうか？</p> <p>② ケーブルの更新が必要と判断された場合には、「電線路の設計」が設計変更対象となるという事でしょうか？</p>	<p>調査は目視確認のみです。</p> <p>また、調査の結果、特記仕様書のとおり今後 10 年間の使用に耐えないと考えられ、ケーブルの更新が必要と判断された場合には、「電線路の設計」が設計変更対象となります。</p>
6	<p>【現地調査について】</p> <p>本業務では、高速道路車道内へ立ち入っての現地調査が必要と認識しておりますが、高速道路への立ち入りについては、公社監督員に同行頂き、本線上での車両の停車が必要な場合は、公社の維持管理車両に同上させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>本件業務の調査において必要な車両は、受注者が用意してください（積算に車両損料も見込まれています）。トンネル内の調査においても検査路上からの徒歩による調査を前提としており、本線上での停車は基本的に行わないでください。</p> <p>また、調査に公社職員の同行はありません。</p>
7	<p>【設計基準について】</p> <p>① 設計の基準については NEXCO 設計要領に準拠するものと考えてよろしいでしょうか？</p> <p>② 各種機器、材料の選定にあたっては、基本的には NEXCO 設計要領に準拠するものと考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>設計の基準及び各種機器、材料の選定にあたっては、特記仕様書の「8.適用規格基準」に記載されている関係基準及び要領類に準拠して設計してください。</p> <p>なお、特記仕様書の「8.適用規格基準」に記載されていない関係基準及び要領類の適用を行う場合は、協議により決定します。</p>